

広島県警察本部告示第1号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定によって、パーキング・チケット発給に係る手数料の徴収及び収納事務を次のとおり委託した。

令和6年4月25日

広島県警察本部長 則 包 卓 嗣

委 託 を 受 け た 者		委 託 し た 年 月 日 (委 託 期 間)
名 称	住 所	
ワークステーション有限会社	広島市西区横川町二丁目9番 1号	令和6年3月12日 (令和6年4月1日～ 令和8年3月31日)